

市民税・県民税の申告は、郵送でも受付しています

- ◎相談会場での混雑による感染症予防の観点から、自署できるかたは郵送での提出をご検討ください。
- ◎市民税・県民税申告書や収支内訳書を郵送で提出される場合は、必要事項を記入後、証明書類を添付し、市役所税務課市民税係へ届くようお願いいたします。なお、内容確認のためこちらからご連絡をする場合がありますので、電話番号（日中に連絡のつく番号）を必ず記入してください。

医療費控除を申告されるかたへ

- 医療費控除の申告には、「**医療費控除の明細書**」の添付が必要となります。(1)医療を受けた人、(2)病院・薬局ごとに医療費の合計をまとめてください。
- ※医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細の記入を省略できます。
- (注) 医療費控除の明細書が作成されていない場合には、医療費控除を申告できないことがあります。**

令和4年中に収入のなかったかたや非課税所得のみのかたへ

令和4年1月～令和4年12月に収入のなかったかたや非課税所得のみのかたについても、この申告書が送られた場合は申告が必要です。申告書裏面の「収入のなかったかたや非課税所得のみのかたへ」の欄にのみ記入してください。**内容が簡易ですので郵送での申告が大変便利です。**

【申告書裏面の記載例】

○収入のなかったかたや非課税所得のみのかたへ（郵送にて申告できます。）

令和4年1月～令和4年12月に収入のなかったかたや非課税所得（手引きをご覧ください。）のみのかたでも、この申告書が送られた場合は、以下に記入し申告願います。
この申告書は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、退職者医療、高齢者医療、保育料、児童扶養手当、福祉手当、その他各証明書の判定資料となります。申告がなければ、証明書を発行できない場合がありますので、ご注意ください。

収入がなかったかたは該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

○収入のなかったかた（該当する番号を○で囲んでください。）

- ① 私は、**預貯金等**で生計をたてていた。
- ② 私は、次の者の**扶養親族**であった。（次の者より仕送りを受けていた。）
あなたを扶養していた人の（住所） **大館市宇中城20番地**
（氏名） **大館 寿太郎** （続柄） **父**

- ③ 私は、前年中は**学生（生徒）**であった。
（学校名） **大館大学**
令和 **5** 年 **3** 月 卒業見込
- ④ その他（前年中の生活状況を記入してください）
求職中であったが仕事が見つからず、知人からの借入金で生活していました。

○非課税所得があったかた（該当する項目を○で囲んでください。）

遺族年金・障害年金・雇用保険（失業給付金）・その他（ ）（年額） **1,200,000** 円

非課税所得があったかたは該当する非課税所得を○で囲み、金額を記入してください。

非課税所得とは、公益上の理由や担税力が薄弱であるなどの理由から課税対象から除く所得です。非課税所得には、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金、雇用保険の失業給付、公務扶助料、傷病手当、児童手当、児童扶養手当、労災保険などがあげられます。

申告相談の待ち時間短縮にご協力ください

- ◎営業・農業・不動産の収入があるかたは、あらかじめ領収書等を分類して集計をお願いします。
- ◎集計していない場合は、申告会場の記帳コーナーで集計していただいた後の相談となります。
- ◎添付書類が不備の場合は、申告相談を受けられない場合がありますので、事前の準備をお願いします。
- ◎青色申告、贈与税、相続税、消費税、令和3年分以前の所得税の確定申告に関する相談は、市の申告相談会場では受付できません。直接、大館税務署に申告するようお願いいたします。
- ◎所得税の確定申告をされるかたへ
ご自宅でインターネットを利用できるかたは、国税庁のホームページで、確定申告書の作成をすることができます。作成した申告書を印刷し、添付書類を添え、大館税務署にそのまま提出することができます。さらに、e-Tax（イータックス）を利用すると、大館税務署に行くことなく、ご自宅からインターネットを利用して電子申告することもできます。なお、所得税の還付申告については、1月から大館税務署で受付しています。詳しくは国税庁HP【www.nta.go.jp】をご覧ください。

申告相談に関するお問い合わせ先（市民税・県民税申告書の郵送先）

大館市役所 税務課市民税係

〒017-8555

秋田県大館市宇中城20番地 電話 0186-43-7033(係直通)

- ◎申告相談期間中（2月3日から3月15日まで）は担当職員が申告相談会場に出向くため、電話でのお問い合わせに即答できないことがあります。お問い合わせは、できるだけ申告相談期間前をお願いします。
- ◎申告相談期間中は、税務課市民税係での申告相談はできません。ただし、令和4年に収入のなかったかたや非課税所得のみのかたの市民税・県民税申告書は、税務課市民税係で受付しています。